

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の事業遂行にあたり、取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 個人情報 会員などの個人を特定することができる情報のすべて
- (2) 役員 会長、副会長、理事及び監事のこと
- (3) 開示 会員本人に対して、本会の保有する本人に関する情報の確認のため、本人からの請求に応じて情報の内容を書面などで示すこと
- (4) 情報主体 一定の情報により特定される個人のこと

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会の役員、会員に対して適用する。

(個人情報保護方針の策定)

第4条 会長は、個人情報の保護、管理に対する姿勢を示し、役員及び会員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。方針に含む基本事項は、以下の内容とする。

- (1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項
- (2) 開示、訂正請求などに関する事項
- (3) 個人情報への不正アクセス、個人情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失などの防止に関する事項
- (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守に関する事項
- (5) 個人情報の保護、管理に係る措置の継続的改善に関する事項

(個人情報保護方針の周知)

第5条 会長は、本会の個人情報保護方針を役員及び会員へ周知させる必要がある。

(個人情報保護方針の公開)

第6条 個人情報保護方針の一般への公開は、機関誌、ホームページなどによる。

(個人情報保護方針の見直し)

第7条 会長は個人情報保護方針を、必要に応じ適宜見直さなければならない。

(管理体制)

第8条 本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、適切なセキュリティ対策を講じ、安全管理に関する取扱規程を定め、個人情報の保護に取り組む。

(情報収集の原則)

第9条 個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

(収集方法の制限)

第10条 個人情報の収集は、適法且つ公正な手段で行わなければならない。

(個人情報の利用)

第11条 個人情報の利用にあたり、基本事項を以下に定める。

(1) 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。但し、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるときなど法令の定めによる場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することができる

(2) 目的の範囲外の利用及び提供

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項但し書きによる場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない

(個人情報の適正管理)

第12条 個人情報の適正管理にあたり、基本事項を以下に定める。

(1) 正確性の確保

個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確且つ最新の内容に保つよう努める

(2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失など）に対して、合理的な安全対策を講じる

(3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、秘密保持契約の締結など、適切な措置がとる

(個人情報に関する情報主体の開示、訂正請求などに関する権利)

第13条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に速やかに対応し、当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

(苦情及び相談)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談窓口を事務局に設置し、苦情などの適正且つ迅速な処理に努める。

(規程の変更)

第15条 社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況などを考慮し、本規程を見直すものとする。

2. この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行